住民監査請求監査の結果について

地方自治法第242条第1項の規定により、住民監査請求監査を実施したので、その結果を同条第4項及び朝来市監査事務執行規程第7条の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 29 年 10 月 24 日

朝来市監查委員 松 田 理 明 朝来市監查委員 太 田 則 之

- 監査の対象
 区長報償費に関する住民監査請求
- 2 監査の結果 別紙のとおり
- 3 問合せ先

朝来市和田山町東谷 213 番地 1 朝来市監查委員事務局(朝来市行政委員会事務局内) 電話 079-672-3302(直通)

第1 請求人の住所・氏名

住所 氏名

第2 請求の要旨

朝来市(以下「市」という。)が区長に支払う区長報償費の一部は市配布物を配布したことによる報償であるが、現に配布物を配布した 自治会区長には支払われず、また、この公金が 区の口座に預けられている事実を朝来市長(以下「市長」という。)は知りながら回収を怠っていることは、違法かつ不当な行為であり、公正なる監査を行い、公金の回収等必要な措置を行うよう勧告を求めたものである。

第3 請求の受理

平成 29 年 5 月 26 日付で収受した「朝来市職員措置請求書」による住民 監査請求(以下「本件監査請求」という。)については、監査委員会議にお いて審査した結果、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」と いう。)第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、6 月 8 日付で 受理した。

第4 監査の実施

1 監査の対象

平成25年度、平成26年度及び平成27年度区長報償費の支払いが、基準等に基づいて適切に執行されているかを監査対象とした。

2 監査の担当部課

市長公室総合政策課

3 監査の期間

平成29年6月8日から平成29年7月25日まで

- 4 監査の実施方法
 - (1) 請求人からの陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年6月21日に実施 した。なお、陳述には請求人から委任状が提出され、代理人が陳述を 行った。

(2) 関係職員からの陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成29年6月21日に実施した。市長公室長、市長公室総合政策課長及び同課係長、同課主査が出席した。

(3) 関係人からの陳述

自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人(区長)の陳述の 聴取を平成 29 年 6 月 21 日に実施した。

第5 監査の結果

- 1 事実関係の確認
- (1) 区長報償費の支出を規定する事項

区長報償費は、行政区の区長に支払う個人への謝礼である。区長報償費は、均等割と世帯割で構成している。その算定基準については、均等割は予算の範囲内約3割で朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する日額9,000円の半日分4,500円を根拠に、世帯割は予算の範囲内約7割とし、区長に市から依頼する業務が一律でないため、全ての区に同一のものとして配布物の手数料を根拠にしている。この算定基準に基づいて算出した額を区長報償費として区長に支払っている。

(2) 本件監査請求の対象となる公金の支出

本件監査請求の対象となる平成25年度、平成26年度及び平成27年度区長報償費に係る支出事務手続は次のとおりであり、上記(1)の区長報償費の算定基準を満たす事務手続が行われていた。

〈事務手続〉

• 支出命令書

平成 26年 4月 10日支払済

• 支出命令書

平成 27年 3月 25日支払済

• 支出命令書

平成 28年 3月 25日支払済

• 支出命令書

平成 28年 5月 25日支払済

(3) 区内での配布物の取り扱いと配布に係る手数料の現状

市から区に対し依頼する配布物の現状は、 区では 区と 自治会に分けて届けている。これは、 区内に 自治会が誕生し、その自治会から配布物を 区と分けてもらいたいという申出があり、市は行政サービスの提供の観点から、2つに分けることを決定したものである。 市は区長報償費について、行政区の区長である 区長に全額を支払っているが、配布物が2つに分けて届けられ、また、それぞれに届いた配布物を現に配布している。区長報償費の一部がこの配布物の手数料であることから 区長は 自治会区長に対し、その手数料分を現金で持参したり現金書留で送金を繰り返し行ったが受け取りを拒否されており、この受け取り拒否されたお金が 区で所有する通帳に預けられていることを確認した。

(4) 請求者(代理人を含む。)、関係職員及び関係人からの陳述の聴取、事実 を証する書面、関係書類等から明らかにされた事実、経緯及び結果

本件監査請求について、請求人及び請求人に代わって陳述をした代理 人、関係職員、関係人に係る陳述と提出された関係書類等についての監査 を実施して、次のとおり説明を受けた。

さらに、平成27年1月の区長報償費交付の申し入れに対し同年1月30日付で、自治会区長宛に市長名で回答文書が送られていた。主な内容として、区長報償費については合併時に行政区の取扱いを現行のまま新市に引き継ぎ、その行政区の区長に対して報償費を支払う。自治会の51世帯分の報償費は、区長から自治会区長に支払いを行うことについて、その了承を得ているというものだった。

2 判断

市では行政区を、行政事務の連絡や住民の意思を反映させるなど住民と 市行政の円滑な運営を図るために、字の区域、河川や道路等で区域が画され、 容易に区の区域や範囲がわかる状態であって点在するものでなく、地縁に基 づいて形成された住民自治組織と位置付けしている。

平成22年8月に 区内に 自治会が新たに誕生したが、市はこの自治会について、合併時の状況、市の定義に照らして、住民同士が自由に結成した集合体である 区内の内部の自治会と位置付けをし、 区を行政区としている。この市の考え方や決定については、妥当なものと解する。

諸事情を勘案し、配布物は市が区と 自治会に分けて届けているが、区長報償費は行政区である 区長に支払っている。この報償費は、あくまでも区長業務全般にわたるものであり、個々の業務に対する賃金や手数料でないと解釈できる。理由は、区長業務の多寡により支払額が増減することにならないからである。

市から支払した後の区長報償費の取扱いは、行政区の区長に任せていると理解する。

従って、本件報償費の支出についてはその目的、内容及び手続に違法や不当は認められず、相当な措置であったと認められることから、■区で保有する通帳に預けられた区長報償費の一部について市が回収を行うことにはあたらないものと判断する。

3 結論

以上により、請求人による公金の回収等を求める措置の必要性は認められないものとして、本件請求を棄却する。